

景観保全型広告物整備地区の指定および基本方針

(平成 12 年 4 月 1 日福井県告示第 314 号)

福井県屋外広告物条例(昭和 39 年福井県条例第 45 号。以下「条例」という。)第 6 条第 1 項および同条第 2 項に規定する指定および基本方針を定めたので、条例第 24 条第 2 項の規定により、次のとおり公表する。

1 条例第 6 条第 1 項の規定に基づき、知事が指定する地域

(1) 一般県道板倉高江線、町道江留中西太郎丸線、町道安沢江留下線および町道随応寺江留上線に囲まれる地域(当該道路の敷地を含む。)で、下図のとおりとする。



2 条例第 6 条第 2 項の規定に基づき、知事が定める基本方針

(1) 広告物等の表示または設置に関する基本的な方向

本地域には「ハートピア春江」および「県立児童科学館」の文化・教養施設が立地しており、これらの施設は県内はもとより県外からの利用者も多く、本県および春江町をイメージ付ける重要な場所である。

「ハートピア春江」およびその周辺広場は、ヨーロッパ的な都市イメージを基本として一体的に整備されたものであり、また夜間には広場と建物のライトアップがなされる等、周辺地域とは異なる独自の景観を創出している。また、本地域の東側部分は、「春江町景観づくり基本計画(1995年)」において、景観整備の重点地区として位置付けられ、緑化を図ることとしている。

そこで、本地域においては、開放的な空間の確保と樹木の緑に恵まれた落ち着いた

景観を創出するため、広告物等の掲出量を制限することを基本とした規制を行うこととする。

このため、表示または設置が可能な広告物等を社会経済活動上必要最小限のものに限定すると共に、これらについても、眺望を阻害するおそれのある大型のものおよび夜間の景観を損なうものについては禁止することとする。

(2) 広告物等を表示し、もしくは設置する場所またはその形状、面積、色彩、意匠その他表示もしくは設置の方法に関する事項

ア 条例第 8 条（適用除外）に規定する広告物等以外は表示または設置しないこと。

イ 建物の屋上に固定する広告物等は設置しないこと。

ウ 発光装置または照明装置を有する広告物等は設置しないこと。

エ 広告物等には蛍光塗料および反射材料を使用しないこと。